

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	14,887	13,089	4,229	5,231	—	—
①ソ ブ リ ン 向 け	—	—	—	—	—	—
②金 融 機 関 向 け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カ バ ー ド ・ ボ ン ド	—	—	—	—	—	—
④法 人 等 向 け	924	865	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	12,594	11,201	3,291	4,306	—	—
⑥不 動 産 関 連 向 け	1,359	996	926	913	—	—
自己居住用不動産等向け	82	47	855	786	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	451	288	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	805	646	2	8	—	—
その他不動産関連向け	19	13	69	118	—	—
A D C 向 け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他 資 本 性 証 券 等	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	9	24	10	11	—	—
⑨自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る 延 滞	—	—	—	—	—	—
⑩株 式 等	—	—	—	—	—	—
⑪そ の 他	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金等が該当します。